

【記者会見資料】

脱原発東北電力株主の会

代表 篠原 弘典

〒981-8007

仙台市泉区虹の丘 3-5-13

電話&FAX 022-373-7000

●今回の株主提案

22年続けての株主提案

株主数 198名 議決権数 2,590個 (259,000株)

●プロフィール

1990年 第66回定時株主総会参加

1990年 株主総会決議取消訴訟

1992年 第68回総会に「青森・宮城・福島3県の県議会議長を取締役に据える慣例をやめること」を求める3つの議案の株主提案(77名株主45,400株)

1992年 株主総会議決権確認訴訟

1996年 脱原発株主提案(102名株主68,400株)以後毎年

2008年 脱原発株主提案(487名株主603,400株)

2009年 「株券電子化」で脱原発株主提案(247名株主321,500株)に半減

2016年 脱原発株主提案(204名株主247,300株)

事務局10名 全国約220名の株主から賛同協力

●これまでの主な株主提案

- 青森・宮城・福島3県の県議会議長経験者を取締役に据える慣例をやめること(1992年・1996年・2001年)
- 新潟県巻原発建設計画を白紙撤回すること(1996年・1997年・2000年・2001年)
 - ・核燃料サイクル事業から撤退すること(2002年・2004年・2005年)
 - ・プルサーマル計画を中止すること(2009年)
- 自然エネルギーを推進するためグリーン電気料金制度を導入すること(2000年)
- 配当金を一株当たり30円に増配すること(1996年～2006年)
- 取締役会をスリム化すること(1997年・1999年・2001年)
- 役員報酬を開示すること(2004年～2010年)
- 役員退職慰労金制度を廃止すること(2006年)
- 浪江・小高原原発計画を白紙撤回すること(2012年)
 - ・原発を再稼働させず廃炉作業を開始すること(2016年)
 - ・放射性物質の責任管理(2016年)
 - ・核燃料再処理事業への投資の中止(2016年)
 - ・高速増殖炉開発からの撤退(2016年)
 - ・事故に対する社会的責任(2016年)

※○は、取締役会の反対で株主総会で否決されたが、後に実現した株主提案

東北電力株式会社第93回定時株主総会 共同株主提案議案

第1号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 原子力発電からの撤退と再生可能エネルギーの推進

第43条 当社は、原子力発電から撤退し、再生可能エネルギーの開発に積極的に取り組む。

○提案の理由

福島原発事故から6年が経過し、事故の深刻さは様々に進行して来ています。未だ放射線レベルの高い地域への帰還政策が強引に進められ、自主避難者への住宅支援は打ち切られました。従来、賠償5.4兆円、除染2.5兆円、中間貯蔵施設の整備1.1兆円、廃炉2兆円、総額11兆円と想定された費用は膨らみ続け、経産省の新たな試算結果では、賠償8兆円、除染4～5兆円、廃炉数兆円等と全体で20兆円を上回る見込みとなり、東京電力の支払い能力をはるかに超え、同社は経営破たん状態です。そのため、その負担の一部が送電網の利用料金として、電気の利用者に転嫁される状況です。

当社の原発の建設に携わった東芝も原発事業によって経営破たんの危機に瀕しており、これ以上原発に拘泥することは、当社にも同じ問題をもたらします。原子力発電から撤退し、再生可能エネルギーの利用推進に方向転換する事が、当社が選ぶべき選択肢です。

第2号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 女川原子力発電所の廃止

第44条 当社は、女川原子力発電所の適合性審査申請を取り下げ、廃炉の措置を進める。

○提案の理由

当社は、原子力規制委員会の審査長期化を理由に、女川原発2号機の再稼働を1年半延期し、2018年度後半とすることを発表しました。これまで約90回の会合は基準地震動の議論にほぼ費やされ、原発施設の安全性論議はまだ始まったばかりですが、その中で、2号機原子炉建屋で初期剛性が建設時の3割に低下し、壁には1,137カ所ものひびやはがれがあること等、地震による深刻なダメージが明らかになりました。更田規制委員会委員長代理は「前例がなく審査は技術的に極めて難しい」と述べ、今後の指摘で安全対策工事が追加されるものと思われ、ゴールは見通せません。

当社はすでに東通原発を含めた安全対策工事に3千数百億円を投じていますが、原田社長は「工事費は増えると思う」と認めています。巨額の工事費で経営を圧迫し、合格できるかもわからない女川原発の審査申請を取り下げ、廃炉の措置を進めるべきです。

第3号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 核燃料サイクル事業からの撤退

第45条 当社は、核燃料サイクル事業から撤退する。

○提案の理由

核燃料サイクル事業の中核施設の1つ高速増殖原型炉「もんじゅ」の廃炉が決定され、研究開発費1兆410億円は無駄になりました。このうち9,028億円は政府支出で、国民の税金です。そして

もう1つの中核施設である六ヶ所再処理工場も、当初約7,600億円とされた建設費が、14年前の電気事業連合会の試算でさえ約3兆3,700億円と、当初の4.5倍に膨らみ、工場の運転・保守費約6兆800億円、施設の解体・廃棄物処分費用1兆5,500億円など、バックエンド費用の総額が約19兆円にも達すると試算されています。

これらの核燃料サイクル事業に掛かる多額のコストが、今後電力会社の経営を圧迫することは確実です。当初2009年2月とされた六ヶ所再処理工場の竣工時期は23回・8年以上も延期され、「もんじゅ」と同様、まともな運転実績は見通せません。当社は、他社に先駆け、核燃料サイクル事業からの撤退を英断すべきです。

第4号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第10章 使用済核燃料の管理責任

第46条 当社は、原子力発電で発生させた放射性物質の管理責任を果たすため、管理計画を早急に策定する。

○提案の理由

原子力発電は、発生させた熱（＝電気）に比例した量の放射性物質（死の灰）を生成させます。日本で原子力発電が始まった1966年以来、当社を含めた原子力発電事業者が発生させた放射性物質は、広島原爆で撒き散らされた量の120万発分と試算され、自然減衰により減少しているものの、現在80万発分が蓄積されています。これらの放射性物質は、数百年から数万年もの間、嚴重に管理しなければ人間に危害を及ぼす危険物です。その処理処分の方法は、原発の運転開始から50年経っても確立されず、見通しも立たない状態です。

当社が発生させた放射性物質は、使用済核燃料の形で当社の原発や再処理工場で保管されていたり、再処理されて高レベルや中低レベルの放射性廃棄物の形で保管されています。この危険物の発生責任を果たすため、当社独自の管理計画を策定し、公表すべきです。

第5号議案 定款一部変更の件（5）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第11章 再生可能エネルギー電源の優先的な接続

第47条 当社は、再生可能エネルギー推進の立場から、再生可能エネルギーを優先的に送電網に接続する。

○提案の理由

東北地方は自然に恵まれており、特に北東北は風が強く風力発電の適地です。再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）開始から同地域では建設計画が相次いでいます。日経新聞によると、これまでは発電事業者が電力会社に送配電網への接続を申し込めば先着順に受け入れてきたとのことですが、当社は東北北部と同南部をつなぐ基幹送電線容量の不足を理由に接続を拒んでいる、と報道されています。ところが、当社の東通原子力発電所の高圧送電線は利用されておらず、これを利用すれば、東北北部からの送電問題は一挙に解決します。

再生可能エネルギーは長期的に見て増加するでしょうし、より積極的に増加させることが求められます。当社が、再生可能エネルギーを優先的に送電することによって後押しすれば、株主・消費者からの信頼は増し、イメージアップにつながることは確実です。

● 「株主提案権」とは

※参考

新会社法第303条2項および305条1項〔株主による議題・議案の提案権〕

前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権又は三百個（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その個数）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主に限り、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。（以下省略）

株主の「提案権」は、欧米の株主総会では以前から定着していた制度です。株主総会で会社（取締役会）が議案を提案するのと同じように、株主にも議案提案の権利を認めようというものです。日本では、昭和56年の商法改正で、「232条の2」に導入されました。その後2006年の新会社法の第303条2項および305条1項に引き継がれています。その目的は、株主に対して、株主総会の機会を利用して会社の経営に関する株主自身の意思を決議に反映させ、会社内部の風通しを良くしようというものです。

この株主提案権を行使するためには、

- ① 株主総会当日（6月末の予定）の8週間前までに議案を提出すること
- ② 合計で議決権300個（3万株）以上の株主の同意・署名があること
- ③ その株主たちが、議案提出の時点で、引き続き6か月以上株を持っていること
- ④ 提案に加わろうとする株主が自分の証券会社等に「個別株主通知」の申出を行うことが必要です。

●2009年株券電子化に伴う株主提案の流れ

以前は、「株主提案権行使合意書兼委任状」に必要事項を記入し届け出印を押して、返送するだけでした。ところが、2009年1月の「株券電子化」で上記手続きの他に、証券会社等に「個別株主通知申出書」を提出し、「個別株主通知申出受付票」を入手し、返送していただく手続きが必要になりました。



